

請 願 審 査 資 料

○8年 請願 第3号

コミセンわじろ(和白地域交流センター)への期日
前投票所の設置について

令 和 8 年 8 月 3 日

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

1 請願事項

1. コミセンわじろに期日前投票所を設置すること。
2. 各区に期日前投票所を増やすこと。
3. 郵便投票ができるよう条件緩和を国に要請すること。
4. 移動投票所の設置など投票しやすい条件を整えること。

2 請願に対する現状と福岡市の考え方

(1)「コミセンわじろに期日前投票所を設置すること。」について

現状

- ・東区の期日前投票所は、東区役所、なみきスクエア、イオンモール香椎浜、天神地区の商業施設等に設置している。
- ・令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙から、新たに BRANCH 福岡下原に設置するとともに、既存の期日前投票所から遠距離にある地域等に移動期日前投票所を設置する予定である。

請願に対する福岡市の考え方

- ・期日前投票所の設置などの投票環境の充実は、選挙人の利便性向上のために重要であると認識している。
- ・期日前投票所の設置については、既存の期日前投票所との位置関係やアクセスの良さなどを考慮しながら、効果的な場所への設置を検討する必要があると考えている。

(2)「各区に期日前投票所を増やすこと。」について

現状

- ・各区の期日前投票所は、区役所、出張所等の公共施設のほか、大型商業施設に設置している。
- ・令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙から、新たに大型商業施設の BRANCH 福岡下原、MARKIS 福岡ももち、イオンマリナタウン店に設置するとともに、既存の期日前投票所から遠距離にある地域等に移動期日前投票所を設置する予定である。

請願に対する福岡市の考え方

- ・期日前投票所の設置などの投票環境の充実は、選挙人の利便性向上のために重要であると認識している。
- ・期日前投票所の設置については、既存の期日前投票所との位置関係やアクセスの良さなどを考慮しながら、効果的な場所への設置を検討する必要があると考えている。

(3)「郵便投票ができるよう条件緩和を国に要請すること。」について

現状

- ・公職選挙法第 49 条第 2 項及び同法施行令第 59 条の 2 の規定により、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受け政令に定める重度の障がいがある者または介護保険の要介護 5 の者は、郵便等による不在者投票を行うことができることとされている。
- ・総務省の設置した投票環境の向上方策等に関する研究会の平成 29 年 6 月の報告書においては、「投票の意思があるにもかかわらず、歩行が困難なため投票所に行くことができない者などがいると考えられる」とされ、また、同報告書において、在宅高齢者については、「郵便等投票対象者を『要介護 4』及び『要介護 3 全体を対象とすることが適切』とされている。
- ・郵便等投票の対象者の拡大については、指定都市選挙管理委員会連合会を通して国に要望を行っている。

請願に対する福岡市の考え方

- ・高齢者等の投票機会の確保のために、引き続き郵便等投票の対象者の拡大について国に要望を行っていく。

(4)「移動投票所の設置など投票しやすい条件を整えること。」について

現状

- ・令和 8 年 11 月 15 日執行予定の福岡市長選挙から、新たに既存の期日前投票所から遠距離にある地域等に移動期日前投票所を設置する予定である。

請願に対する福岡市の考え方

- ・令和 8 年 11 月 15 日執行予定の福岡市長選挙から移動期日前投票所を設置することとしており、引き続き投票しやすい環境整備に努めていく。